

令和 5 年
第 1 回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月	日	曜日	議 事	頁
			○会期日程	
			○招集告示	1
			○応招、不応招集	2
2 月	8 日	(水)	○議事日程	3
			○出席、欠席議員	4
			○職務のため出席した者	4
			○説明のため出席した者	4
			○開会と開議の宣告	5
			○仮議席の指定	5
			○議長選挙	5
			○議席の指定	6
			○議会運営委員会委員の選任について	6
			○議会運営委員会副委員長の互選結果の報告	6
			○議会運営委員会委員長報告	7
			○会議録署名議員の指名	7
			○会期の決定	7
			○常任委員会委員の選任について	7
			○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	8
			○管理者報告	8
			○管理者提出議案の一括上程	1 1
			◇議案第 1 号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任 の同意について	
			◇議案第 2 号 蕨戸田衛生センター組合個人情報の保護 に関する法律施行条例	
			◇議案第 3 号 蕨戸田衛生センター組合情報公開条例	

◇議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇議案第 5 号 令和 4 年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第 2 号）

◇議案第 6 号 令和 5 年度蕨戸田衛生センター組合会計予算

○管理者提出議案第 1 号の説明、質疑、討論、採決……………	1 1
○管理者提出議案第 2 号から議案第 6 号の説明……………	1 2
○管理者提出議案第 2 号から議案第 6 号に対する質疑……………	2 1
○管理者提出議案第 2 号から議案第 6 号の委員会付託……………	2 1
○散会の宣告……………	2 1

2 月 9 日（木）○休 会

2 月 1 0 日（金）○休 会

2 月 1 1 日（土）○休 会

2 月 1 2 日（日）○休 会

2 月 1 3 日（月）○休 会

2 月 1 4 日（火）○休 会

2 月 1 5 日（水）○議事日程…………… 2 3

○出席、欠席議員…………… 2 4

○職務のため出席した者…………… 2 4

○説明のため出席した者…………… 2 4

○開議の宣告…………… 2 5

○議事日程の報告…………… 2 5

○一般質問…………… 2 5

○付託事件に対する委員長報告…………… 2 5

◇総務常任委員会委員長 遠 藤 英 樹 議員

◇業務常任委員会委員長 大 石 圭 子 議員

○委員長報告に対する質疑…………… 3 0

○討論、採決…………… 3 0

○委員会提出議案の上程…………… 3 1

○委員会提出議案第 1 号の説明……………	3 1
○委員会提出議案第 1 号に対する質疑……………	3 2
○討論、採決……………	3 2
○閉会中の継続審査事項の委員会付託……………	3 2
○閉会の宣告……………	3 3

令和 5 年 第 1 回 蕨 戸 田 衛 生 セ ン タ ー 組 合 議 会 定 例 会

会 期 日 程

自 令和 5 年 2 月 8 日
至 令和 5 年 2 月 1 5 日 8 日間

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	2 月 8 日	水	午後 1 時 30 分	本 会 議	○開 会 ○開 議 ○仮議席の指定 ○議長選挙 ○議席の指定 ○議会運営委員会委員の選任について ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○常任委員会委員の選任について ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○議案第 1 号の説明、質疑、討論、採決 ○議案第 2 号から議案第 6 号の説明 ○議案第 2 号から議案第 6 号に対する質疑 ○議案第 2 号から議案第 6 号の委員会付託
			本会議散会后	委 員 会	○付託事件の審査

2	2月9日	木		休 会	午前10時一般質問通告受付締切
3	2月10日	金		休 会	
4	2月11日	土		休 会	
5	2月12日	日		休 会	
6	2月13日	月		休 会	
7	2月14日	火		休 会	
8	2月15日	水	午前10時	本 会 議	○開 議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論、採決 ○委員会提出議案の上程 ○委員会提出議案の説明、質疑、 討論、採決 ○閉会中の継続審査事項の委員会 付託 ○閉 会

蕨戸田組告示第1号

令和5年2月1日

令和5年2月8日令和5年第1回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 19名

1 番 武 下 涼 議員
4 番 今 井 陽 子 議員
6 番 本 田 てい子 議員
8 番 根 本 浩 議員
10 番 前 川 やすえ 議員
12 番 宮 内 そうこ 議員
14 番 古 屋としみつ 議員
16 番 酒 井 郁 郎 議員
18 番 山 崎 雅 俊 議員
20 番 遠 藤 英 樹 議員

2 番 宮 下 奈 美 議員
5 番 古 川 歩 議員
7 番 大 石 圭 子 議員
9 番 三 輪かずよし 議員
11 番 みうら 伸 雄 議員
13 番 林 冬 彦 議員
15 番 本 田 哲 議員
17 番 三 浦 芳 一 議員
19 番 細 田 昌 孝 議員

◇不応招議員 なし

令和 5 年 第 1 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

2 月 8 日（水）

令和5年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和5年2月8日（水）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 仮議席の指定
4. 議長選挙
5. 議席の指定
6. 議会運営委員会委員の選任について
7. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
8. 会議録署名議員の指名
9. 会期の決定
10. 常任委員会委員の選任について
11. 管理者報告
12. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について
 - (2) 議案第2号 蕨戸田衛生センター組合個人情報の保護に関する法律施行条例
 - (3) 議案第3号 蕨戸田衛生センター組合情報公開条例
 - (4) 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 議案第5号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）
 - (6) 議案第6号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計予算
13. 管理者提出議案第1号の説明、質疑、討論、採決
14. 管理者提出議案第2号から議案第6号の説明
15. 管理者提出議案第2号から議案第6号に対する質疑
16. 管理者提出議案第2号から議案第6号の委員会付託
17. 散 会

令和5年2月8日（水）

◇出席議員（19名）

1 番 武 下 涼 議員	2 番 宮 下 奈 美 議員
4 番 今 井 陽 子 議員	5 番 古 川 歩 議員
6 番 本 田 てい子 議員	7 番 大 石 圭 子 議員
8 番 根 本 浩 議員	9 番 三 輪かずよし 議員
10 番 前 川 やすえ 議員	11 番 みうら 伸 雄 議員
12 番 宮 内 そうこ 議員	13 番 林 冬 彦 議員
14 番 古 屋としみつ 議員	15 番 本 田 哲 議員
16 番 酒 井 郁 郎 議員	17 番 三 浦 芳 一 議員
18 番 山 崎 雅 俊 議員	19 番 細 田 昌 孝 議員
20 番 遠 藤 英 樹 議員	

◇欠席議員（なし）

◇職務のため出席した者

甲斐 基樹 書記 長

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管 理 者	小柴 正樹	嘱 託
菅原 文仁	副 管 理 者	小谷野賢一	嘱 託
奥田 純子	会計管理者	有里 友希	嘱 託
渡辺 靖夫	事 務 局 長	香林 勉	嘱 託
山本 義幸	次 長	栗原 誠	嘱 託
木村 和正	総 務 課 長	浜野 康彦	嘱 託

令和5年第1回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和5年2月8日（水曜日）

午後 1時30分開会

◎開会と開議の宣告

○古川 歩副議長 ただいまより、令和5年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を開会いたします。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、現在、議長が欠員となっておりますので、副議長の私が代行させていただきます。

ここで、報告がございます。

蕨市議会選出の中野たかゆき議員が一身上の都合により、1月6日付で蕨市議会議員を辞職いたしました。これに伴い、同日付で蕨戸田衛生センター組合規約第6条第3項の規定により、組合議員を失職となりましたことをご報告いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○古川 歩副議長 これより仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎議長選挙

○古川 歩副議長 次に、蕨戸田衛生センター組合議会議長選挙を議題といたします。

現在、議長が改選に伴う辞職により欠員となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、選挙の方法については、指名推選といたします。
お諮りいたします。

副議長において、指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、副議長において指名いたします。

蕨戸田衛生センター組合議会議長に細田昌孝議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました細田昌孝議員を蕨戸田衛生センター組合議会議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、細田昌孝議員が蕨戸田衛生センター組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました細田昌孝議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席より告知いたします。

新たに議長になりました細田昌孝議員にご挨拶をお願いいたします。

〔19番 細田昌孝議員 登壇〕

○細田昌孝議長 皆さん、こんにちは。

ただいま議長に選出されました細田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長という重責で身の引き締まる思いでございます。皆様にご協力いただきながら、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。

また、頼高管理者、菅原副管理者をはじめとする執行部の皆様におかれましては、何とぞご指導ご鞭撻の上、よろしくお願い

申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古川 歩副議長 以上で新議長のご挨拶を終わります。

◎休憩の宣告

○古川 歩副議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 1時33分休憩

午後 1時34分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議席の指定

○細田昌孝議長 これより議席の指定を行います。

戸田市議会選出議員において、新たに組合議員となられました議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

11番 みうら 伸 雄 議員

12番 宮 内 そうこ 議員

13番 林 冬 彦 議員

14番 古 屋としみつ 議員

15番 本 田 哲 議員

16番 酒 井 郁 郎 議員

17番 三 浦 芳 一 議員

18番 山 崎 雅 俊 議員

19番 細 田 昌 孝

20番 遠 藤 英 樹 議員

以上のとおり議席を指定いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○細田昌孝議長 次に、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

戸田市議会選出議員の辞職に伴い、議会運営委員会委員3名が欠員となっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

11番 みうら 伸 雄 議員

18番 山 崎 雅 俊 議員

20番 遠 藤 英 樹 議員

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました以上の議員を選任いたします。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 1時36分休憩

午後 1時51分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員会副委員長の互選結果の報告

○細田昌孝議長 ここで、議会運営委員会の副委員長互選の結果についてご報告申し上げます。

議会運営委員会副委員長に、

20番 遠 藤 英 樹 議員

が互選されましたので、ご報告申し上げます。

◎議会運営委員会委員長報告

○細田昌孝議長 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 7番 大石圭子議員。

〔7番 大石圭子議員 登壇〕

○7番 大石圭子議員 令和5年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会に係る議会運営委員会を、ただいま開催いたしました。その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照願います。

最初に、会期日程であります。蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日2月8日から2月15日までの8日間といたします。

一般質問の発言通告は2月9日午前10時までといたします。質疑の発言通告は、提案説明後、本会議再開時までといたします。

次に、議事日程であります。審議の結果お配りいたしましたとおりではありますが、議案第1号につきましては人事案件でありますので、委員会付託を省略し、先議する。また、議会に関する条例として、蕨戸田衛生センター組合議会の個人情報の保護に関する条例を、議会運営委員会提出議案として提出することを決定し、2月15日第8日目の本会議の討論、採決の次に、委員会付託を省略し、審議する。

以上のとおり決定いたしました。

以上で、議会運営委員会委員長の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○細田昌孝議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

6番 本田 てい子 議員

16番 酒井 郁郎 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○細田昌孝議長 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日2月8日から2月15日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から2月15日までの8日間と決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○細田昌孝議長 次に、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

戸田市議会選出議員の辞職に伴い、常任委員会委員が欠員となっております。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

総務常任委員会委員に、

11番 みうら 伸 雄 議員

12番 宮内 そうこ 議員

15番 本田 哲 議員

19番 細田 昌孝

20番 遠藤 英樹 議員

業務常任委員会委員に、

13番 林 冬彦 議員

14番 古屋としみつ 議員

16番 酒井 郁郎 議員

17番 三浦芳一 議員

18番 山崎雅俊 議員

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました以上の議員を選任いたします。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時05分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○細田昌孝議長 ここで、総務、業務両常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長に、

20番 遠藤英樹 議員

業務常任委員会副委員長に、

14番 古屋としみつ 議員

以上のとおり、ご報告申し上げます。

◎管理者報告

○細田昌孝議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 本日ここに、令和5年第1回蔵戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にお

かれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、今般の戸田市議会において改選が行われ、新たに組合議員に選出されました議員の皆様には、改めて、今後のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件は、人事案1件、条例案3件、予算案2件の計6件であります。慎重なご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会後の主なる事項などにつきましてご報告を申し上げます。

最初に、施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良事業について申し上げます。

この事業は、平成26年度に組合内部に施設整備に関する作業部会を設け、検討を開始し、平成28年度に施設整備に対し、国からの交付金を活用するために必要な循環型社会形成推進地域計画を策定、平成29年度に施設の長寿命化と保全に関する長寿命化総合計画を策定し、平成30年度には施設を整備するに当たり、環境影響調査を実施いたしました。

令和元年度から、ごみ焼却施設は4か年、し尿処理施設は2か年、粗大ごみ処理施設は令和元年度の単年度で工事を行い、本年度をもって基幹的設備改良事業は完了となります。

事業費は、循環型社会形成地域計画を含めた各計画等の策定に3,129万8,400円、工事費として、ごみ焼却施設が41億3,600万円、し尿処理施設が2億9,700万円、粗大ごみ処理施設が1億8,700万円となり、事業費の総額は46億5,129万8,400円となります。

また、事業費の財源内訳は、国からの交付金及び補助金が21億1,947万

3, 000円、財務省及び銀行からの起債の借入れが22億910万円、一般財源が3億2, 272万5, 400円となっております。

その他、ごみ焼却施設の工事期間中、処理し切れない生活系の可燃ごみを、さいたま市、川口市、朝霞市及び和光市に処理を委託した数量8, 904トンの費用として2億2, 073万710円を負担しております。

なお、最終年度となる今年度は、ごみ焼却施設の排ガス処理設備のコンプレッサ及び灰出し設備の不燃物移送コンベヤの更新工事を施工し、機器の更新工事は完了となりました。

その後、各機器の能力が仕様書どおりとなっているかを確認する性能検査や建物等の現状復旧工事を行っており、今月、完成検査を行う予定となっております。

期間中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や世界的な半導体不足などがありましたが、予定どおりに4年計画の基幹的設備改良事業は完了となります。

事業完了により、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の長寿命化を図り、特にごみ焼却施設については環境への影響が大きい排ガス中のダイオキシン類濃度を97%の大幅な低減を図ることができました。

また、各施設は省エネルギー化が促進されたことに伴い、二酸化炭素排出量を削減することができたことから、この事業の目的を達成したこととなります。

次に、ISO14001の3年に1回の更新審査について申し上げます。

これは組合の業務が環境にどのような影響を与えているかを自ら評価し、積極的に環境保全、業務の改善を推進するための取

組として認証取得しております国際規格である環境マネジメントシステムの外部機関による審査となります。

審査は専門機関の一般社団法人日本品質保証機構により、去る1月30日からの3日間で行われました。審査の結果は、特に指摘事項はなく、組合の取組は環境に十分配慮し、適正に管理されているとされました。

次に、分別収集及びごみ処理により回収した資源物に係る第4四半期分の売却価格の入札結果について申し上げます。

各品目の1キログラム当たりの単価は、リサイクルプラザに搬入されたものでは、スチール缶52円99銭8厘、アルミ缶258円50銭、ペットボトル82円50銭となり、粗大ごみなどを破碎処理したもののから回収した破碎鉄は41円19銭5厘、ごみを焼却した後の不燃物から回収した焼却鉄は15円99銭4厘となりました。

直近の第3、第4四半期の入札価格と比較いたしますと、最高値の更新が続いたペットボトルでは44.8%と大きく価格が下がりましたが、前年同期を5円17銭上回っております。

その他の品目では、アルミ缶の8.3%など、売却単価が上昇しており、令和4年度については過去最高を記録した昨年度を上回る収益となることが想定されます。

次に、焼却灰などの各処分委託の状況について申し上げます。

まず、ごみ焼却に伴い発生する焼却灰の処理についてであります。ばいじんはセメントで固めた上で、原則的に埋立て処分しておりますが、環境への配慮から一部を土木資材とする資源化を行っております。

また、焼却炉の下から搬出される不燃物については、土木資材として全量資源化を

行っております。

搬出に当たりましては、関係自治体と締結しております公害防止協定の内容を順守するとともに、搬出側の責務も自覚し、十分安全性に留意して行っております。

新年度の埋立て分については、山形県米沢市内と青森県三戸町内の処分場の2か所への搬出を予定しております。

また、資源化については、埼玉県寄居町の彩の国資源循環工場、栃木県日光市内、宮城県栗原市内の施設及び茨城県鹿嶋市内の施設で土木資材として資源化する予定となっております。

次に、廃スプリングマットレス、小型家電など、粗大ごみや燃えないごみとして搬入されたものの1月末までの処分状況について申し上げます。

まず、廃スプリングマットレス処分委託については、粗大ごみとして回収されたスプリングマットレスの処分を委託しているもので、搬出は毎月行っており、累計で1,779枚を処理いたしました。

次に、小型家電処分委託は、燃えないごみの中からピックアップした家電製品から金属類を回収するなどリサイクルするもので、毎月の搬出で累計で108.5トン処理いたしました。

廃乾電池処分委託については、電気炉で鉄くずなどと熔融処理をされ、工事に使用する資材として製品となります。累計で24.4トン进行搬出しており、年度内にあと1回の搬出を予定しております。

廃消火器処分委託については、両市より収集されました消火器を法律の基準に基づき処理するもので、累計で773本を処理いたしました。

廃家電等処分委託については、不法投棄された家電製品を家電リサイクル法に準拠

した処分方法で処理を行うもので、テレビ、冷蔵庫など累計で113台を処理いたしました。

次に、動物火葬委託については、交通事故などによる動物の死体の火葬業務を委託しているものであります。毎月搬出しており、累計で393体となりました。

以上申し上げた廃棄物の処分については、動物火葬業務委託以外、全てリサイクルされ再資源化されております。

なお、焼却灰を含め処分委託をしている品目については、関連する法律の規定に基づき適正に処理されていることを、処分先に出向き確認しております。

最後に、再生家具の展示販売につきまして申し上げます。

再生家具事業は、粗大ごみとして収集された家具類を、リサイクルプラザ内の工房で修理や手入れを行った後、必要とする市民の皆さんに廉価でお譲りするもので、毎回多くの方にご利用いただいております。市民の皆さんに不用品を再利用、いわゆるリユースする意識を醸成していただくとともに、焼却するごみを減らすための重要な事業と位置づけ取り組んでおります。

年間3回の開催で展示販売に加えて、令和3年度から開始したインターネットを利用した入札も可能で、次回開催は今月の13日から18日までの6日間を予定しております。また、翌3月には、売れ残り品に在庫品を加えた先着販売を予定しております。

なお、昨年の議会の管理者報告でもお知らせいたしました新たな取組として、先着販売後の未譲渡品について、民間の地域情報サイト、ジモティーを利用した再生家具類の無償譲渡を、昨年12月に初めて実施いたしました。5日間の期間限定で、31

品目を掲載し、65%に当たる20品目を無償で譲渡し、譲渡した方々からは大変好評を得ることができました。

今後についても、再生家具の有効活用を図るため、この取組を継続してまいりたいと考えております。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○細田昌孝議長 これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、人事案件1件、条例案3件、予算案2件の計6件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について

議案第2号 蕨戸田衛生センター組合個人情報保護に関する法律施行条例

議案第3号 蕨戸田衛生センター組合情報公開条例

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）

議案第6号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計予算

○細田昌孝議長 以上、朗読のとおりであります。

◎管理者提出議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○細田昌孝議長 これより、議案第1号「蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同

意について」を議題とし、先議いたします。

本案は、三浦芳一議員の一人に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、三浦芳一議員の退席を求めます。

〔17番 三浦芳一議員 退席〕

○細田昌孝議長 提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいま上程になりました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、組合議会議員のうちから選出する監査委員の選任の同意についてであります。

今回、戸田市議会選出議員の改選に伴いまして、議会選出の監査委員が欠員となっておりますので、戸田市議会から推薦をいただきました三浦芳一議員を監査委員として選任するため、ご同意を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

○細田昌孝議長 お諮りいたします。

本案は、質疑を終結し、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

討論を終結し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本案は、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いた

しました。

三浦芳一議員の出席を求めます。

〔17番 三浦芳一議員 出席〕

○細田昌孝議長 この際、同意を得ました三浦芳一議員にご挨拶をお願いいたします。

〔17番 三浦芳一議員 登壇〕

○17番 三浦芳一議員 このたびは、監査委員にご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

代表監査委員と共に一生懸命、監査の責任ある職責を全うする決意でございます。どうか皆様方のご指導ご鞭撻のほど、心からお願いを申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎管理者提出議案第2号から議案第6号の説明

○細田昌孝議長 次に、議案第2号から議案第6号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいまは監査委員の選任にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議案第2号から議案第6号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合個人情報の保護に関する法律施行条例」について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体等の個人情報保護制度が法に一元化され、法律の適用を受けることから、必要な事項を定めるため新たに制定するものであります。

す。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は本条例の趣旨を、第2条は定義を定めております。

第3条は不開示とする情報の範囲について。

第4条から第7条は、開示に係る手数料や手続などについて定めております。

また、第8条と第9条は、訂正請求の手続と訂正決定等の期限について。

第10条と第11条は、利用停止請求の手続と利用停止決定等の期限について。

第12条は個人情報保護制度の運用状況の公表について定めております。

なお、施行期日は法の施行と合わせ、令和5年4月1日としております。

次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合情報公開情報条例」について申し上げます。

本案は、議案第2号の蕨戸田衛生センター組合個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定することから、この条例との整合性を図り、また、必要な条文を整備するため、平成14年に制定した現行の情報公開条例を全部改正するものであります。

なお、旧情報公開条例からの主な改正点については、情報公開条例の目的が、組合の構成市である蕨市及び戸田市の市民の知る権利の保障や、市民に対して組合の諸活動を説明する責務を明確にし、また市民の組合行政への参加を推進することとしていることから、情報公開を請求できるものについてこれまで制限を設けておりませんでした。が、構成市である蕨市及び戸田市の市民並びに構成市内に事務所または事業所を有する個人及び法人などと限定したほか、

部分公開に関する規定を明確化しております。

また、施行期日は、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合個人情報の保護に関する法律施行条例」と同日の令和5年4月1日としております。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、令和4年の人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市において、職員の給与条例が改正されましたので、当組合におきましても、これに準拠し、改正を行うものであります。

改正内容は、まず職員の給与について、若年層の職員の給料月額を平均0.35%、金額では100円から3,000円引き上げるとともに、勤勉手当について、令和4年12月支給分の支給割合を、再任用職員以外の職員は0.95月から0.1月分引き上げ1.05月に、再任用職員は0.45月から0.05月分引き上げ0.5月に、それぞれ改め、令和5年度以降は6月、12月支給分ともに、再任用職員以外の職員は1.0月に、再任用職員は0.475月に改めるものであります。

これにより、年間での期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、再任用職員以外の職員は4.4月に、再任用職員は2.3月となります。

なお、施行は公布の日からとし、給料月額は令和4年4月1日から適用、また、令和4年12月支給分の勤勉手当に係る改正は、令和4年12月1日から適用とし、令和5年度以降の支給分に係る勤勉手当の改正は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号「令和4年度蕨戸田衛

生センター組合会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれに4,482万4,000円を追加し、補正後の予算額を21億7,900万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金で1億4,190万4,000円の減額を予定しております。

なお、施設整備基金分担金につきましては、当初予算では4,000万円としておりましたが、両市3,000万円ずつ増額し、1億円としております。

第2款使用料及び手数料は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業系ごみの搬入量が減少傾向で推移していることから、廃棄物処分手料を1,639万3,000円減額しております。

第4款財産収入は、財産運用収入では、施設整備基金の運用益が減額となりましたが、財産売払収入において補修工事で交換した高圧ケーブルの売却代金を新たに補正計上するものであります。

第5款繰越金は、前年度繰越金を1億642万3,000円増額。

第6款諸収入は、9,598万9,000円の増額であります。増額の要因は、回収資源売払金でアルミ缶やスチール缶などの資源物の売却単価が当初見込みを大きく上回ったことと、基幹的設備改良工事によって施設の省エネルギー化が促進されたことにより、ごみ焼却により発電した電力の売払い量が大幅に増加したことによるものであります。

一方、歳出につきましては、第1款議会費から第4款公債費につきましては、予算執行に伴う過不足を補正するものとなります。

第5款の諸支出金につきましては、施設整備基金の積立てとなり、組合分担金の増額分の6,000万円と、定期預金で運用した利子の減額分を補正するものであります。

次に、議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」について申し上げます。

令和5年度予算は、歳入歳出予算の総額を22億2,390万9,000円にしようとするもので、前年度と比較いたしますと9,602万円、率にして4.5%の増額となりました。

なお、令和5年度予算では、継続費を1件、債務負担行為を1件設定しております。

それでは、まず歳入につきましては、第1款分担金及び負担金の組合分担金は、対前年度比1億5,013万1,000円の増額を予定しております。

なお、施設整備基金分担金は、前年度と同額の4,000万円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、事業系ごみの搬入量が依然として減少傾向で推移していることから、前年度に比べ廃棄物処分手数料を915万6,000円の減額といたしました。

第3款財産収入は、施設整備基金の運用収入であります。

第4款繰越金は、近年の繰越金の状況から2,000万円を増額し、3,000万円を計上いたしました。

第5款諸収入は、対前年度比7,721万1,000円の増額であります。増額の要因は、第1目の回収資源売払金でアルミ缶やスチール缶など資源物の売却価格が好調に推移していること、また、ごみ焼却により発電した電力の売払いが基幹的設備改

良工事により大幅に増加したことによるものであります。

一方、歳出について前年度と比べますと、第1款議会費は、36万6,000円の減額。

第2款総務費は、381万1,000円の増額。

第3款衛生費は、2,904万1,000円の増額であります。

第4款公債費は、基幹的設備改良事業のために借り入れた令和3年度債の元金償還が始まったことから、6,348万4,000円の増額。

第5款諸支出金につきましては、施設整備基金分担金の4,000万円と基金の運用益相当分を計上しております。

第6款予備費は、前年度と同額の3,000万円といたしました。

以上、議案第5号と議案第6号について、概要をご説明申し上げましたが、事務局より詳細説明をいたしますので、よろしくお聞き取りをお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

○細田昌孝議長 続いて、詳細説明を求めます。

渡辺事務局長。

〔渡辺靖夫事務局長 登壇〕

○渡辺靖夫事務局長 私からは、まず議案第5号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」の詳細につきましてご説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算（第2号）につきましては、第1条、歳入歳出予算の補正のとおり、歳入歳出それぞれに4,482万4,000円を追加し、総額を21億7,900万3,000円にしようとするものでござい

ます。

それでは、事項別明細書により補正予算の詳細につきましてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入よりご説明いたします。

第1款分担金及び負担金、第1目組合分担金では1億4,190万4,000円を減額し、総額を12億5,349万4,000円にしようとするものであります。

第1節組合分担金では、蕨市は8,745万4,000円の減額で、減額後の分担金の額は4億8,834万5,000円、分担率は42.3%、戸田市は1億1,445万円の減額で、減額後の分担金の額は6億6,514万9,000円、分担率は57.7%でございます。

なお、第2節施設整備基金分担金につきましては、蕨市、戸田市ともに3,000万円ずつ、合計6,000万円を増額し、1億円といたしました。

施設整備基金分担金を含めた蕨市の分担金は、5億3,834万5,000円、分担率42.9%、戸田市は7億1,514万9,000円、分担率57.1%でございます。

第2款使用料及び手数料、第1目手数料では、事業系ごみ及び浄化槽汚泥の処分に係る廃棄物処分手数料を1,639万3,000円減額しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、減少に転じた事業系可燃ごみの搬入量が依然として減少傾向で推移していることから、減額補正しようとするものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の運用実績に基づき、運用益の減額補正を行おうとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第2項財産売払収入、第1目物品売払収入では、高压引込ケーブル更新工事に伴い、不用となった高压ケーブルの売却益を計上しております。

第5款繰越金につきましては、さきの11月定例会において認定いただきました決算に基づき、前年度繰越金の増額補正を行おうとするものでございます。

第6款諸収入、第1目回収資源売払金では、8,529万9,000円の増額補正を予定しています。売却量が最も多いペットボトルでは、3期連続で売却単価の最高値の更新が続いており、第3四半期同士の比較では、前年度の倍以上の1キロ当たり149円38銭となったほか、アルミ缶でも第1四半期にキロ当たり単価306円24銭の過去最高値となるなど、主要品目の売却状況が安定的に推移していることから増額するものでございます。

第2目電力売払収入は、ごみ焼却により発電した電力のうち余剰となった電力の売却収入で、1,056万9,000円の増額補正を予定してございます。

令和4年1月に完了したC号焼却炉に係る関連設備の更新に伴う電力削減効果が、年間を通して発揮され、売却可能電力の増加が予定されることから補正しようとするものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、次ページをお開きください。

第1款議会費では、外部団体への行政視察に代えて基幹的設備改良工事の完成となったごみ焼却施設をはじめとする諸施設の視察を実施したことにより、不用となった関連経費など67万8,000円の減額を計上いたしました。

第2款総務費、第1目一般管理費では、

1, 494万9, 000円の減額を予定しています。

主なものは1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費から成る人件費で、支給及び支出実績と見込みにより1, 503万円の減額補正を予定しております。

なお、職員の普通退職によって退職手当を計上するとともに、新たに会計年度任用職員1名分の報酬を計上しております。

9ページをご覧ください。

また、11節役務費では、契約に伴う差金を減額、12節委託料では、令和5年度の職員2名採用に向け、職員採用試験委託9万5, 000円を新たに計上いたしました。

次ページをお開きください。

第3款衛生費は、77万6, 000円の増額を予定しています。

第1目清掃総務費では、10節需用費のうち、電力料金高騰に伴い光熱水費を559万4, 000円増額するほか、12節委託料では、基幹的設備改良工事に伴い排気ガスの処理方式を変更したことによって、従来に比べ汚れがあまり見られなかったことから、排水貯留槽等清掃委託50万6, 000円を全額減額し、令和5年度当初予算に改めて計上することといたしました。

第2目塵芥処理費では、12節委託料のうち小型家電処分委託で処理単価が大きく値下がりしたことから、431万2, 000円の減額を予定しております。

第4款公債費、第2目利子29万7, 000円の減額は、基幹的設備改良事業に係る令和3年度債の借入れ利率確定に伴う補正でございます。

第5款諸支出金、第1目基金費では、歳入の部でご説明いたしました施設整備基金分担金1億円及び基金の運用益相当額を施

設整備基金に積み立てるため補正するもので、5, 997万2, 000円の増額を予定しております。

以上で、令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の詳細につきましてご説明いたしますので、予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算をご覧ください。

令和5年度の歳入歳出予算につきましては、総額をそれぞれ22億2, 390万9, 000円にしようとするものでございます。

それでは、第2条、継続費及び第3条、債務負担行為につきましてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

第2表では、蒸気タービンローター更新工事、総額4, 837万8, 000円につきまして、令和5年度及び6年度の2年間で継続費を設定しています。蒸気タービンは発電に不可欠な設備で、組合の購入電力削減に大きく寄与しており、主要な部品であるローターの15年ぶりの更新を予定しています。

原材料の調達からローターの製造完了まで1年以上の期間が見込まれることから継続費を設定するもので、令和5年度の年割額は74万8, 000円を予定してございます。

また、第3表では、一般廃棄物処理基本計画等策定支援委託につきまして、令和5年度から6年度の期間で1, 988万4, 000円を限度額として債務負担行為を設定しています。

令和9年度を目標年度として、蕨市、戸田市とともに策定した、現在のごみ処理基

本計画を改定するために新たに計上するので、令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されたことや、食品ロスの削減など、ごみ処理を取り巻く社会環境の変化に対応し、適切な廃棄物処理を継続していくための基本計画を策定いたします。

それでは、事項別明細書により予算の詳細につきましてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

第1款分担金及び負担金、第1目組合分担金は、組合規約に基づき15億4,552万9,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、蕨市が6億5,639万円、分担率は42.5%、戸田市が8億8,913万9,000円、分担率は57.5%を予定しております。前年度に比べ、蕨市が6,059万1,000円、戸田市が8,954万円、総額で1億5,013万1,000円、率にして10.8%の増額となりました。

なお、施設整備基金分担金につきましては、前年度令和4年度と同額で蕨市、戸田市、それぞれ2,000万円ずつ、計4,000万円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1目手数料では、事業系ごみ及び浄化槽汚泥の処分に係る廃棄物処分手数料3億9,340万4,000円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響によって事業系可燃ごみの搬入量の減少傾向が依然として継続していることを考慮し、前年度に比べ915万6,000円、率にして2.3%の減少となっております。

第4款繰越金では、近年の繰越金の決算状況から前年度に比べ2,000万円増額の3,000万円を計上しております。

次ページをお開きください。

第5款諸収入、第1目回収資源売払金には2億518万5,000円を計上いたしました。現在のアルミ缶、破碎鉄、ペットボトルなどの市場価格の高値安定を考慮し、前年度比6,659万7,000円、率にして48.1%の増加を見込んでおります。

第2目電力売払収入は、ごみ焼却により発電した電力のうち余剰電力の売却収入で、4,020万3,000円を計上いたしました。前年度に比べ1,059万7,000円、率にして35.8%の大幅な増加となっております。

補正予算（第2号）でご説明いたしましたとおり、基幹的設備改良工事によって省エネルギー化を実現し、売却可能電力量の増加効果が年間を通して得られる令和4年度の実績見込みを基に算出いたしました。

以上により、令和5年度当初予算の歳入合計は22億2,390万9,000円となり、前年度比9,602万円、率にして4.5%の増加となりました。

主な増加要因といたしましては、第5款諸収入の第1目回収資源売払金で、予算計上額が初めて2億円の大台を超える2億518万5,000円となり、前年度に比べ6,659万7,000円増加したほか、第2目電力売払収入1,059万7,000円の増加、前年度繰越金2,000万円の増加などが挙げられます。

引き続きまして、歳出についてご説明いたしますので、9ページをご覧ください。

まず第1款議会費では、議員20名の報酬をはじめ議会運営に要する経費として1,541万2,000円を計上いたしま

した。

次ページをお開きください。

第2款総務費、第1目一般管理費は、特別職、会計年度任用職員の報酬及び職員の人件費のほか、組合の管理運営に要する経費として2億874万4,000円を計上し、前年度比381万1,000円、率にして1.9%の増加となりました。

それでは、主なものをご説明いたします。

まず人件費につきましては、1節報酬486万8,000円、2節給料7,532万5,000円、3節職員手当等4,987万円、4節共済費2,691万8,000円で、総額は1億5,698万1,000円となり、前年度に比べ1,284万6,000円、率にして7.6%減少いたしました。

職員の普通退職が主な要因で、令和5年度は職員21名、会計年度任用職員2名での運営を予定しております。

12ページをお開きください。

12節委託料のうち、一般廃棄物処理基本計画等策定支援委託につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、令和5年度、6年度で債務負担行為の設定を予定しており、令和5年度には1,155万7,000円を計上いたしました。

また、施設紹介動画制作委託154万円につきましては、基幹的設備改良工事竣工に伴う排気ガス処理方式の変更や機器更新を踏まえ、動画を再制作するもので、小学生など市民の皆さんの施設見学時に、環境学習、環境意識の向上を図ろうとするものでございます。

13ページをご覧ください。

26節公課費の汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害を救済するための補償制度に係る負担金でございます。

15ページをお開きください。

第3款衛生費、第1目清掃総務費は1億1,342万5,000円で、前年度に比べ1,983万2,000円、率にして14.9%の減少となりました。主な減少要因は、14節工事請負費が前年度比2,538万8,000円減少したことであります。

10節需用費のうち、光熱水費は6,904万2,000円で、電力料金が高騰する中、前年度に比べ100万9,000円、1.5%の増加にとどまっております。これは基幹的設備改良工事の省エネルギー化によって、使用電力の削減が図られたことから、高压電力の契約電力量を1,800キロワットから1,500キロワットに引き下げた効果であります。

12節委託料では、ダイオキシン類や放射性物質などの測定分析に係る分析委託のほか7件の委託を1,762万4,000円で実施する予定でございます。

うち、施設整備方針等検討技術支援委託198万円につきましては、将来的な施設整備の方向性を検討するため計上いたしました。

また、電気主任技術者業務委託209万円につきましては、電気主任技術者の有資格職員の普通退職に伴い、電気設備の保安管理業務を民間事業者に委託しようとするものでございます。

次ページをお開きください。

18節負担金、補助及び交付金では、焼却灰などの最終処分場所在自治体に対する環境保全協力金等負担金など234万3,000円を計上いたしました。

第2目塵芥処理費では、3基のごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設によるごみ処理に要する経費として、前年度比1億5,071

万円増加の１２億３，４９３万１，０００円を計上いたしました。

１０節需用費のうち消耗品費は、主に焼却炉用部品などの購入費、燃料費は定期補修後の焼却炉立ち上げ用の灯油と業務に使用する特殊車両の燃料の購入費用でございます。

なお、施設の運転と公害防止に必要な薬品費は、現在の社会経済情勢を反映した製造コストの増加に伴い、前年度比１，２５１万１，０００円、率にして２２．９％と大きく増加しています。

１２節委託料では、１７件の業務委託に９億９，３３４万円を計上いたしました。前年度に比べ１億３，９６０万５，０００円増えており、塵芥処理費増加の主な要因でございます。

うち、組合業務の根幹を担う施設の運転管理等委託につきましては、ごみ処理施設は２億４，３５６万３，０００円を、粗大ごみ処理施設では５，２９３万８，０００円を計上しております。

焼却灰の最終処分につきましては、埋立て処分委託で３，３００トン、資源化委託で２，６００トンの合計５，９００トンについて、２億１，１６４万円で業務委託を予定しております。前年度に比べて処理量は３００トンの減少、委託金額は３１３万５，０００円増加しております。

また、ごみ処理設備点検整備委託４億３，８８０万円につきましては、前年度に比べ１億１，７６０万円、率にして３６．６％と大幅に増加しておりますが、要因といたしましては、廃熱ボイラー設備の点検整備において２年に１度の法定点検を実施するなど、総額で４，９６３万６，０００円の増加が挙げられます。

そのほか、ごみクレーン点検整備委託で

は、２機あるクレーンのうちＢ号機のバケット交換を実施することから、前年度比１，４３０万円の増加となりました。

なお、小型家電処分委託３０万８，０００円につきましては、キロ当たり処理単価が前年度の税抜き３５円から２円へと大きく改善したことにより、前年度比４３１万２，０００円、率にして９３．３％と大幅に減少しております。

１７ページをご覧ください。

１４節工事請負費では、１億１，９７５万４，０００円を計上いたしました。

ごみ処理設備更新工事では、プラント冷却塔のファン及びモーターの更新など７種類の機器の更新を、９，７２０万円で予定しております。

そのほか焼却炉内の耐火物補修工事１，８００万円や、継続費でご説明いたしました蒸気タービンローター更新工事７４万８，０００円などを計上しております。

第３目し尿処理費では、４，５６６万５，０００円の計上を予定しております。前年度比７３４万１，０００円、率にして１９．２％の増加となりました。

主なものは、１２節委託料３，４２８万６，０００円で、施設の運転管理、健全性の維持に必要な業務委託を４件計上しております。

うち、し尿処理設備点検整備委託では、７年周期で整備を行う機器があることから、前年度比１，０６０万円増加しており、これが第３目し尿処理費の主な増加要因となっております。

第４目リサイクル促進費は、回収された資源物をリサイクルするための中間処理に要する経費で、２億３，３０５万円を計上いたしました。前年度比４，５５２万４，０００円、率にして２４．３％の増加

でございます。

次ページをお開きください。

主な支出は、12節委託料の1億6,696万円で、容器包装リサイクル法の規定に基づき、資源物の仕分、圧縮梱包などの業務を行うリサイクルプラザ運転管理委託には1億4,447万3,000円を計上いたしました。

前年度に比べ、1,304万3,000円、率にして9.9%増えていますが、増加を続けるペットボトルの資源化を適切に行うための人員増員に伴い増額となったものでございます。

このほか、粗大ごみ再生等委託には590万9,000円を計上いたしました。

なお、再生家具写真撮影等委託127万1,000円につきましては、再生した家具類の再利用促進策として、インターネットを通じた販売や譲渡を実施するための写真撮影等の補助業務を委託いたします。

14節工事請負費では、ペットボトル圧縮梱包機2号機更新工事、5,368万円を計上し、平成14年の施設開設以来使用している機器の更新を予定しております。

なお、この費用が第4目リサイクル促進費の主な増加要因であります。

第5目リサイクルフラワーセンター運営費は、6,267万5,000円で、前年度比113万8,000円の減少でございます。

12節委託料では、リサイクルフラワーセンターの運営業務に5,364万3,000円を計上いたしました。運営は、高齢者と障害がある方で行っております。なお、花苗の年間生産数は、昨年度と同数の11万鉢を予定しております。

14節工事請負費では、管理棟の老朽化したウッドデッキの撤去を予定しています。

19ページをご覧ください。

第4款公債費では、元金と利子を合わせて2億3,868万1,000円の償還を予定しております。

基幹的設備改良事業に係る令和3年度に借り入れた組合債5億7,600万円に対する元金償還が始まることから、前年度比6,348万4,000円、率にして36.2%と大幅に増加しております。

第5款諸支出金、第1目基金費は、施設整備基金分担金4,000万円と基金運用益72万6,000円を施設整備基金へ積立しようとするものであります。

以上により、令和5年度当初予算の歳出合計は22億2,390万9,000円となり、前年度比9,602万円、率にして4.5%の増加となりました。

主な増加要因といたしましては、第4款公債費の元利償還金で、義務的経費が6,348万4,000円増加したほか、第3款第4目リサイクル促進費のペットボトル圧縮梱包機2号機更新工事5,368万円や、第2款第1目一般管理費の一般廃棄物処理基本計画等策定支援委託1,155万7,000円などで、いずれも施設の健全性を維持した上で、適切な廃棄物処理を行うために必要不可欠な費用でございます。

以上で、「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の詳細説明を終わらせていただきます。

○細田昌孝議長 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時55分休憩

午後 2時55分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎管理者提出議案第2号から議案第6号に対する質疑

○細田昌孝議長 これより、管理者提出議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎管理者提出議案第2号から議案第6号の委員会付託

○細田昌孝議長 これより、委員会付託に入ります。

お手元に配付しております委員会付託一覧表のとおり、議案第2号から議案第4号については総務常任委員会に、議案第5号及び議案第6号の各所管事項については、総務、業務、両常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○細田昌孝議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、2月15日の午前10時となります。よろしくご参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時56分散会

第 1 日	2 月 8 日 (水)	○委 員 会
第 2 日	2 月 9 日 (木)	○休 会
第 3 日	2 月 10 日 (金)	○休 会
第 4 日	2 月 11 日 (土)	○休 会
第 5 日	2 月 12 日 (日)	○休 会
第 6 日	2 月 13 日 (月)	○休 会
第 7 日	2 月 14 日 (火)	○休 会

令和 5 年 第 1 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

2 月 1 5 日（水）

令和5年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第8日

令和5年2月15日（水）

議事日程

1. 開 議
2. 一般質問
3. 付託事件に対する委員長報告
4. 委員長報告に対する質疑
 - (1) 議案第2号 蕨戸田衛生センター組合個人情報の保護に関する法律施行条例
 - (2) 議案第3号 蕨戸田衛生センター組合情報公開条例
 - (3) 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第5号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）
 - (5) 議案第6号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計予算
5. 討 論
6. 採 決
7. 委員会提出議案の上程
 - (1) 委員会提出議案第1号 蕨戸田衛生センター組合議会の個人情報の保護に関する条例
8. 委員会提出議案第1号の説明、質疑、討論、採決
9. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
10. 閉 会

令和5年2月15日（水）

◇出席議員（19名）

1 番 武 下 涼 議員	2 番 宮 下 奈 美 議員
4 番 今 井 陽 子 議員	5 番 古 川 歩 議員
6 番 本 田 てい子 議員	7 番 大 石 圭 子 議員
8 番 根 本 浩 議員	9 番 三 輪かずよし 議員
10 番 前 川 やすえ 議員	11 番 みうら 伸 雄 議員
12 番 宮 内 そうこ 議員	13 番 林 冬 彦 議員
14 番 古 屋としみつ 議員	15 番 本 田 哲 議員
16 番 酒 井 郁 郎 議員	17 番 三 浦 芳 一 議員
18 番 山 崎 雅 俊 議員	19 番 細 田 昌 孝 議員
20 番 遠 藤 英 樹 議員	

◇欠席議員（なし）

◇職務のため出席した者

甲斐 基樹 書記 長

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管 理 者	小柴 正樹	嘱 託
菅原 文仁	副 管 理 者	小谷野賢一	嘱 託
奥田 純子	会計管理者	有里 友希	嘱 託
渡辺 靖夫	事 務 局 長	香林 勉	嘱 託
山本 義幸	次 長	栗原 誠	嘱 託
木村 和正	総 務 課 長	浜野 康彦	嘱 託

令和5年第1回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第2号

令和5年2月15日（水曜日）

午前10時00分開議

◎開議の宣告

○細田昌孝議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○細田昌孝議長 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎一般質問

○細田昌孝議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○細田昌孝議長 続いて、管理者提出議案を一括議題といたします。

各常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 20番 遠藤英樹議員。

〔20番 遠藤英樹議員 登壇〕

○20番 遠藤英樹議員 おはようございます。

それでは、ただいまから総務常任委員会の委員長報告を行わせていただきます。

去る2月8日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例

案3件、予算案2件であります。

最初に、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合個人情報の保護に関する法律施行条例」について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合情報公開条例」について申し上げます。

本案につきましても、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、委員より、今回の改定は人事院勧告を受けて行うものと理解しているが、その中で示されている若年層の給与の上積みについて、対象となる職員数とその職務級について質疑があり、事務局より、若年層として対象となる職員は10名おり、月額100円から3,000円の上積みとなっている。組合給与は7級制となっているが、3級の職員までが対象であるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は款ごとに行い、まず、歳入の部について質疑に入り、委員より、分担金及び負担金について、組合分担金を減額し、施設整備基金分担金を増額した経緯について詳細な説明を求める質疑があり、事務局より、組合分担金の必要額の算定に当たっては、歳出予算を算定し、その財源として廃棄物処分手数料や、回収資源売払金などの

自主財源を充てた上で、不足分を組合分担金としている。

令和4年度は、前年度繰越金の額が多くなり、また自主財源である回収資源売払金の額が増加したため、組合分担金の必要額が減少したものである。

また、施設整備基金については、当初4,000万円を計上したが、より多く積み増したいこともあり、両市3,000万円ずつ増額し、合計1億円とした。

その結果、分担金及び負担金全体では、1億4,190万円の減額となったとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、議案第5号中当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」中、当委員会所管事項について申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の審議に入りました。

質疑は款ごとに行い、第2款使用料及び手数料について、委員より、廃棄物処分手数料について、令和4年度補正予算では減額となり、令和5年度予算でも前年度と比べてマイナスとなっている。事業系ごみの減少などの影響によるものと考えているが、この減少していることについての捉え方、また減少分の補填について質疑があり、事務局より、自主財源である廃棄物処分手数料が減少した場合、組合分担金に跳ね返ってくるが、令和5年度予算については回収資源売払金が好調に推移していくものと見込んでおり、また、電力売払収入についても基幹的設備改良工事が終わり、4,000万円から5,000万円近くになる可能性

もあるため、廃棄物処分手数料の減少分を補うことができると考えているとの説明がありました。

以上で歳入の部についての質疑を打ち切り、歳出の部について質疑に入り、委員より、職員給料について、センターの職員数の減少が続いている。人材の確保や必要な資格を有する職員の減少に対する人事計画などの対応について質疑があり、事務局より、今回計画的に対応できる定年退職ではなく、普通退職者が2名発生し、さらに年度末に1名が普通退職することとなった。

そのため、急遽職員採用試験を実施し、2名の採用を計画している。退職した職員と同じ電気または機械系の技術職を採用する予定である。

また、11月議会に条例案を提出した会計年度任用職員制度を活用して、適切な運営を行っていく。

なお、基幹的設備改良工事に伴う人員配置を行っており、今回の普通退職がなければ今後も問題ないと考えていたが、このような状況となったため、不足する職員については今後も採用していくとの説明がありました。

また、他の委員より、一般廃棄物処理基本計画等策定支援委託料について、現在の計画は令和9年度までのものとなっているが、これを途中で改定するに当たって、将来の施設整備に係る内容も盛り込む予定であるかとの質疑があり、事務局より、施設整備の方向性を含む計画として策定する予定であり、新施設の整備とするのか、再度の延命化とするのかについても検討していくとの説明がありました。

また、他の委員より、同委託について、計画の策定に当たっての市民や事業者の参画予定について質疑があり、事務局より、

策定委員会を立ち上げるに当たっては、公募による市民や事業者、関連団体が参画する体制を予定しているとの説明がありました。

さらに、委員より、施設紹介動画制作委託料について、制作する動画は、現在、組合ホームページで閲覧できる動画のリニューアルという理解でよいかという質疑があり、また、リニューアルに当たっては、様々な要素を盛り込むと長くなるので、例えば分割するなど分かりやすくなる工夫をしてほしいとの要望があり、事務局より、現在の動画は内容的にも古くなっており、基幹的設備改良工事が完了したこと、また、現在の動画ではリサイクルフラワーセンターの内容について触れられていないため、リニューアルするものである。

基幹的設備改良工事によるメリットを盛り込むほか、市内の小学4年生の社会科の授業で施設見学に訪れた際に、説明用に使用する動画であるため、そこを踏まえた内容としていきたいとの説明がありました。

以上で歳出の部の質疑を打ち切り、第2条の継続費と第3条の債務負担行為については質疑はなく、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、議案第6号中当委員会所管事項について全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○細田昌孝議長 続きまして、業務常任委員会委員長 7番 大石圭子議員。

〔7番 大石圭子議員 登壇〕

○7番 大石圭子議員 おはようございます。

ただいまから業務常任委員会委員長報告を行います。

去る2月8日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、予算案2件であります。

最初に、議案第5号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は目ごとに行い、まず、第1目清掃総務費について、委員より、需用費の光熱水費の補正の理由と今後の見通しについて質疑があり、事務局より、補正については、光熱水費の電気料金について、燃料調整費の高騰により増額補正するものであり、次年度は燃料調整費の高騰を想定し予算化を行っているとの説明がありました。

次に、第2目塵芥処理費について、委員より、小型家電処分委託料について、詳細の説明を求める質疑があり、事務局より、当初事業者見積りで税抜き35円の処分費が、税抜き2円での契約となり、その差額について減額補正を行うものであり、処分費値下がりの理由は、事業者が小型家電から有用貴金属を回収しており、市況の状況により有用貴金属の価格が上昇したため、処分費が下がったとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、議案第5号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は目ごとに行い、まず、第1目清掃総務費について、委員より、施設整備方針

等技術支援委託料の詳細説明と市民参加があるかについて質疑があり、事務局より、今後の組合の施設整備方針等について、組合の現況及び課題の把握や方向性を1年間かけて組合内部で検討するため、専門的な見地から支援を受ける内容である。

また、市民参加については、組合内部で施設整備の方針を検討する段階のものであり、市民の参加は考えていないとの説明がありました。

また、委員より、電気主任技術者業務委託料の経緯について質疑があり、事務局より、電気主任技術者は法律で設置義務があり、その資格を持つ職員が12月末で退職したため外部に委託するとの説明がありました。

さらに、委員より、今後の体制について、電気主任技術者は職員が資格取得をしたほうがよいと思うが、組合としてどのように考えているかとの質疑があり、事務局より、今後は業務委託ではなく、組合で電気主任技術者の資格を有する職員を配置していく考えであるとの説明がありました。

次に、第2目塵芥処理費について、委員より、需用費の薬品費の原材料の値上げによる薬品の確保等の対応について質疑があり、事務局より、薬品費については、昨年度に比べ上昇しており、ごみ処理では薬品がないと施設の運転が成り立たなくなるため、調達が途絶えないよう運用及び予算の執行を行っていくとの説明がありました。

また、委員より、蒸気タービンローター更新工事について、現状の機器の状況と交換部品の供給状況について質疑があり、事務局より、現状の機器の状況は、平成21年度に更新し、令和5年度では15年が経過することとなる。タービンは高速回転する機器のため、摩耗している状況であり、

更新が必要な時期に来ている。

また、交換する部品については、注文生産であり、製作には1年以上かかるとの説明がありました。

次に、第4目リサイクル促進費について、委員より、リサイクルプラザ運転管理委託料の人員体制について質疑があり、事務局より、近年、資源物の搬入量の増加があり、特にペットボトルについては過去5年間で1.29倍に増加しており、処理については超過勤務や昼休みの運転をシフト制で実施し対応してきたが、搬入量の増加が続いていることから、次年度は社員2名、臨時職員1名を増やす人員体制としているとの説明がありました。

また、委員より、工事請負費のペットボトル圧縮梱包機2号機更新工事の内容について質疑があり、事務局より、ペットボトル圧縮梱包機2号機はリサイクルプラザが竣工した平成14年度から20年間経過しており、老朽化が進み、更新が必要な時期に来ている。なお、更新予定の機器は、現状より処理能力が上がるため、処理もスムーズになるとの説明がありました。

次に、第5目リサイクルフラワーセンター運営費について、委員より、5点の質問があり、1点目は堆肥化装置点検整備委託料の内容等について、2点目は同委託料の令和5年度の金額が令和4年度に対して倍以上の金額となっている理由について、3点目はリサイクルフラワーセンター運営委託において、障害者の就労は雇用なのか、機会の提供なのかについて、4点目は物価が上昇している中での障害者に支払われる賃金の引上げについて、5点目はリサイクルフラワーセンターの今後の運営について質疑があり、事務局より、1点目の堆肥化装置点検整備委託料の内容等について、必

要な消耗部品の交換及び年次点検である。

2点目の同委託料の令和5年度の金額が令和4年度より増額になっていることについては、堆肥化装置の部品であるスクリーが摩耗しており、令和5年度は更新が必要なためである。

3点目のリサイクルフラワーセンター運営委託の障害者の就労の形態については、組合と障害者施設での考えの違いがあるかもしれないが、埼玉県 lowest賃金を支払っており、組合としては雇用と捉えている。

4点目の障害者に支払われる賃金の引上げについては、最低賃金が上昇すればスライドして引き上げている。

5点目のリサイクルフラワーセンターの今後の運営については、フラワーセンターが組合にある意義は、一次的には生ごみ及び焼却量の削減にあり、二次的には障害者や高齢者の雇用にもつながると捉えているが、事業の拡大は現状の施設規模では難しいと考えるとの説明がありました。

他の委員より、リサイクルフラワーセンター運営委託について、事業開始から現在までの課題及び改善についての質疑があり、事務局より、リサイクルフラワーセンターの事業は、持ち込まれた生ごみを堆肥化し、堆肥を使用し花苗を育て、蕨市、戸田市、組合で活用するものである。

運営する中での課題に基づく細かい改善は行ってきたが、施設など大がかりに改善を行ったものはないとの説明がありました。

また、委員より、リサイクルフラワーセンター運営の再検証や再検討について質疑があり、事務局より、次年度については現在実施している事業を継続して行うための予算計上をしており、次年度において施設を大幅に改修し別の運営方法を実施するということは考えていないとの説明がありま

した。

さらに、委員より、今後の運営について質疑があり、事務局より、今後も現状の施設規模では、現状実施している事業の範囲が限界であるとする。別の機能を持たせるとなると施設の大幅な改修が必要となる。

また、フラワーセンターを組合が所管しているのは、生ごみ及び焼却量の削減という意義があるからであり、今後も現状の事業内容になると考えるとの説明がありました。

他の委員より、蛍飼育の現状と、蛍観賞会の次年度の見込みについて質疑があり、事務局より、昨年度は幼虫の段階でセンチウという虫が発生し、観賞会が実施できない状況となった。今年度については、外部から蛍を購入したが、別の寄生物が発生し、次年度も実施は困難な状況にある。

また、9年間育成する中で、生育不良で3回、観賞会を実施できなかったという経緯があり、今後は事業の見直しを検討する必要があると考えているとの説明がありました。

他の委員より、蛍について、県内で約30市町村が蛍を育成し、県で情報交換会を行っており、組合も参加し情報交換等対策案を検討し、改善を行うことも考えてほしいとの要望がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、議案第6号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○細田昌孝議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○細田昌孝議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

○議案第2号の採決－可決

○議案第3号の採決－可決

○議案第4号の採決－可決

○議案第5号及び議案第6号の採決－可決

○細田昌孝議長 これより討論、採決に入り

ます。

議案第2号「蕨戸田衛生センター組合個人情報保護に関する法律施行条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合情報公開条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原

案を可決することに決定いたしました。

議案第5号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」及び議案第6号「蕨戸田衛生センター組合会計予算」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案2件に関する各委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件を各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案2件は各委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

◎委員会提出議案の上程

○細田昌孝議長 次に、委員会提出議案の上程に入ります。

議会運営委員会から委員会提出議案第1号「蕨戸田衛生センター組合議会の個人情報の保護に関する条例」が提出されております。

以上、委員会提出議案を上程いたします。

◎委員会提出議案第1号の説明

○細田昌孝議長 これより委員会提出議案第1号「蕨戸田衛生センター組合議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 7番 大石圭子議員。

〔7番 大石圭子議員 登壇〕

○7番 大石圭子議員 ただいま上程になりました委員会提出議案の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、制定の経緯をご説明いたします。

個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体の執行機関は、個人情報保護法の規定が直接適用されますが、議会は国会や裁判所と同様に、自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいとされ、原則として適用対象外となります。

それに伴い、議会における個人情報の取扱いについて、組合議会における条例の制定を行うものとなります。

次に、条例の内容についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

第1章、総則、第1条から第3条は、条例の目的、定義、議会の責務について定めています。

第2章、個人情報等の取扱い、第4条から第16条は、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について。

第3章、個人情報ファイル、第17条は、議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成、公表すること等について定めています。

また、第4章、開示、訂正及び利用停止、第18条から第46条は、自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続等について。

第5章、雑則、第47条から第51条は、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について。

第6章、罰則、第52条から第56条は、職員、委託事務に従事する者などが、正当

な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供または盗用した場合等の罰則を定めています。

なお、本案について、全国市議会議長会の条例案及び蕨市、戸田市議会で採決された同条例を勘案し、対応したものになります。

また、議会が保有する個人情報としては、組合議員のマイナンバーを含む個人情報や経歴など、議会の事務に従事する職員が取得し保有する個人情報を想定しています。

以上が本案についての提案理由説明となります。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

○細田昌孝議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 質疑受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員会提出議案第1号に対する質疑

○細田昌孝議長 これより委員会提出議案第1号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

◎委員会提出議案第1号の採決—可決

○細田昌孝議長 これより討論、採決に入ります。

委員会提出議案第1号「蕨戸田衛生センター組合議会の個人情報の保護に関する条例」については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○細田昌孝議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○細田昌孝議長 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	細 田 昌 孝
-----	---------

副 議 長	古 川 歩
-------	-------

署名議員	本 田 てい子
------	---------

署名議員	酒 井 郁 郎
------	---------